

令和8年度 四国全域の経済波及効果算出事業及び機構職員の「職員満足度」調査実施事業 委託業務 仕様書

1. 委託業務名

令和8年度 四国全域の経済波及効果算出事業及び機構職員の「職員満足度」調査実施事業委託業務

2. 事業目的

令和7年4月に、観光庁の「観光地域づくり法人（DMO）の登録制度に関するガイドライン」が改正され、DMOの登録要件として、観光地経営における客観的なデータの取得や分析、評価を行う科学的アプローチが強化されることとなり、重要目標達成指標であるKGIや各種KPIの設定が明確に位置付けられた。

このことを踏まえ、本委託業務では、四国全域を対象とした、観光施策や事業の実施による経済波及効果を定量的に把握するための分析を行い、四国ツーリズム創造機構（以下「機構」という）が担う広域的な観光地経営戦略の策定およびエビデンスに基づく施策立案に資することを目的とする。

併せて、機構の組織運営の改善に向け、職員を対象とした「職員満足度」調査を実施し、業務環境や組織マネジメントに関する課題の把握と改善方策の検討に資することを目的とする。

さらに、本業務により得られた分析結果や調査手法については、四国4県及び地域DMO等の関係機関においても活用可能な形で整理し、地域における観光地経営の高度化と科学的アプローチの普及に寄与することを目的とする。

3. 業務実施期間

契約締結日から 令和9年1月29日（金）まで

4. 業務内容

（1）経済波及効果計測業務

- a). 四国4県の産業連関表等のデータ収集
- b). 観光消費額の取得及び推計
- c). 経済波及効果（生産誘発額、付加価値誘発額、雇用誘発数）の算出
- d). 分析・考察
- e). 成果物（報告書、データ、手順書等）の作成
- f). 打合せ（キックオフ、中間、最終）

（2）職員満足度調査業務

- a). 調査票の設計（14名規模の小規模組織に適した設計）
- b). 調査実施（オンライン形式を基本とする）
- c). 集計・分析
- d). 結果報告書の作成
- e). 改善提案の提示

(3) 経済波及効果及び職員の満足度の算出・計測

算定に当たっては、観光庁マニュアル「観光地域づくり法人（DMO）による KGI・KPI 計測に係る手引書」に従い、算出及び計測すること。なお、経済波及効果算出においては、各県が公表する産業連関表や各種統計データ等を用いて作成すること。上記手法を基本としつつ、有効な追加的な提案がある場合はこれを妨げない。

5. 成果物

5-1 経済波及効果計測業務

- ・ 経済波及効果算出報告書（PDF）
- ・ 計算データ一式（Excel）
- ・ 要約資料（PowerPoint）
- ・ 再現性確保のための手順書

5-2 職員満足度調査業務

- ・ 調査票（最終版）
- ・ 集計データ（Excel）
- ・ 調査報告書（PDF）
- ・ 改善提案書（PDF）

6. 留意事項

(1) 企画提案における留意事項

基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制、円滑な運営に資する施策について明記すること。

- ① 留意事項で求めている事項については、必ず企画提案内容に含めること。
- ② 定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。また、提案にあたっては、質の面からの効果的な測定方法も明示すること。
- ③ 再委託の有無を記載すること。（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）また、再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。
- ④ 経費見積りは、経済波及効果の算定及び職員満足度の調査において、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。単価×数量で記載できる項目について、内訳を記載することとし、「一式」表記は基本的に認めない。

(2) 事業実施における留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、当機構の指示に従うこと。
- ② 受託者は、四半期ごとに調査結果の中間分析を実施し、観光動向の速報値として当機構に報告すること。
- ③ 中間報告と別に成果を当機構の指示に従い随時報告すること。
- ④ この仕様書に定めるものであっても特別な事業が生じた場合は、双方協議のうえこの仕様書を変更することができる。

7. 委託金額

5,038,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

内訳 四国全域の経済波及効果算出業務に係る費用 4,667,627円以内
機構職員の「職員満足度」調査業務に係る費用 370,373円以内
※提案時の見積書は各業務に分けて作成すること

8. 成果物の納品

本業務にかかる成果物の納品は、次のとおり実施する。なお、成果物のデータ容量が過大でない場合は、指定の形式（媒体）によらずデータのみ提出も可とする。（メール提出可）

（1）業務実施報告書

実施報告書（A4版カラー冊子）3部 ※日本語で作成すること。

実施期間終了後、一定期間は報告書記載内容の修正を指示することがあるため、対応すること。

（2）電子媒体2部

電子媒体はDVDとし、Microsoft Officeにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

9. その他

成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、当機構に帰属するものとする。

10. 備考

本事業は、観光庁補助金事業「令和8年度広域連携観光促進事業」を活用して「四国全域の経済波及効果算出事業」及び「機構職員の『職員満足度』調査実施事業」として各業務を実施するものである。

以上